

## 研究紀要（「都市政策研究」）研究論文投稿指針《外部投稿要領》

### 1. 投稿資格

原則として、公益財団法人福岡アジア都市研究所（以下「URC」と略称する。）および福岡市職員、または賛助会員に限る。ただし、大学の研究者等で編集委員会が認める場合にはこの限りではない。

### 2. 論文内容

都市政策に関連する研究成果をまとめたものとし、特に福岡市の都市政策に対する何らかの提言的な内容を含むことが望ましい。内容は新奇性または有用性のあるものでなければならない。また、原則として未発表のものに限る。

### 3. 投稿原稿

原稿の言語は日本語に限る。投稿論文の形態および執筆の詳細は、別途定める執筆要領を参照すること。

### 4. 投稿方法

執筆要領にしたがって作成した論文原稿を、編集委員会へ提出する。

### 5. 投稿期日

査読を要する論文は 8 月末日、査読を要しない論文は 9 月末日をそれぞれ投稿期限とする。なお、投稿は随時受け付けるが、投稿時期により次年度に発行する「都市政策研究」への掲載となることがある。

### 6. 発行期日

12 月に発行する。

### 7. 審査

提出された論文は、編集委員会による審査（投稿者が希望する場合、査読委員による査読も）を経た上で、採否を決定する。

また、編集委員および査読委員による審査においては、執筆者に原稿の修正を求めることがある。採否の判定基準は以下のとおりとする。

1. 内容が都市政策研究に（広い意味で）ふさわしいか
2. 研究目的が明確で、その結論が得られているか
3. 主たる部分に、新奇性または独創性が認められるか
4. 普遍性があるか。あるいは他の都市にも参考になるか
5. イデオロギー的、非常識的、過度の宣伝になっていないか
6. 論文としての体裁が整っているか。本質的誤りはないか

### 8. 費用

投稿時の執筆者の費用負担は、原則として無料とする。

なお、URC は執筆者へ著作権利用料として金員を支払うことができる。その場合の詳細は、著作権譲渡契約書で別途定めるものとする。

### 9. 著作権

著作権譲渡契約書に基づき、執筆者は投稿論文に関する全ての著作権（著作権法第 27 条、同 28 条に定める権利を含む）を URC へ譲渡するものとする。ただし、URC は執筆者に対し、提出された論文の使用を妨げない。

### 10. 提出先

投稿論文は、以下の宛先に送付する。

（公財）福岡アジア都市研究所 「都市政策研究」編集委員会

住所：〒810-0001 福岡市中央区天神 1-10-1 福岡市役所北別館 6 階

E-mail：toshiseisaku@urc.or.jp